

## 沖縄県民みんなで県民投票をやりたい

2月24日実施予定の「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票」の投票事務の実施を拒否していることに対し、私たちは強く抗議するとともに、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例に基づく特例事務(有権者名簿の調製、投票及び開票事務等)を誠実に処理するよう要請する。

私たちは、憲法と地方自治法に基づき、県民投票条例制定を求める運動を行い、2ヶ月間で、法定必要署名数2万3171筆の4倍を上回る有効署名9万2848筆(署名総数は10万950筆)を集め、9月5日に沖縄県に県民投票条例制定を求める直接請求を行った。同条例案は、10月26日に沖縄県議会において賛成多数で可決・成立し、10月31日に公布された。なお、この署名数は全市町村で法定署名数を大きく上回っている。

今回の県民投票は地方自治法に基づく直接請求によって実施され、さらに同県民投票条例に基づいて投開票などは市町村の事務とされた。したがって市町村はこれらの事務を実施する義務がある。たとえ市議の多数が県民投票の実施に反対であったとしても、市長にはすべての市民への責任がある。市長が予算を執行せず、県民投票事務を実施しないことは違法であり、沖縄県政史上取り返しのつかない重大な禍根を残すことになる。

この投票権は憲法によって保障された参政権の一部であり、有効に成立した県民投票条例に基づき、沖縄県のすべての有権者に投票権が付与されている。その投票権を市町村の首長や市町村議会が奪うことは民主主義の否定に他ならない。

首長には自治体の行政を管理し執行する権限と責任がある。議会の予算案の否決にかかわらず、地方自治法により認められた原案執行権を行使して予算を計上し、市民の投票権を保障すべきである。

住民の直接請求により適正に成立した県条例に基づく投票権の行使を多くの県民が渴望している。投票権は、民主主義の根幹であり、その生命線を奪うことは断じて許されない。

私たちは、県民投票条例に基づいて義務付けられた事務を執行するよう強く要請する。

### < 請願事項 >

2019年2月24日に行われる辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票への参加を求めます。

氏名	住所

※この請願書は、市長に対する請願にのみ使用いたします。

呼びかけ団体：「辺野古」県民投票の会      取り扱い団体：

〒900-0011 那覇市上之屋 1-10-8 メゾン高倉上之屋 202

Tel: 098-951-3655 / Fax: 098-951-3656      メール：henokokenmintohyo@gmail.com